

第266回鳥取県内水面漁場管理委員会

議 事 次 第

日時 平成28年11月8日(火) 午後4時から

場所 ホテルセントパレス倉吉 ウィンザーサウス(2階)

1 開 会

2 挨拶

3 議事録署名人の指名

4 議 事

- (1) 日野川水系漁業協同組合内共第3号第5種共同漁業権の変更の許可について(諮問事項)

5 その他

6 閉 会

第 2 6 6 回鳥取県内水面漁場管理委員会出席者名簿

〈委員会〉

(任期：平成24年12月1日～平成28年11月30日)

区分	氏名	所属等	備考	出欠
漁業者代表 (3名)	あだち よしのぶ 足立 憲信	元東郷湖漁協代表理事組合長		
	こばやし いさお 小林 功	千代川漁協代表理事組合長		
	さとう ひでお 佐藤 英夫	日野川水系漁協代表理事組合長、鳥取県内水面漁業協同組合連合会長、全国内水面漁業組合連合会副会長理事		
遊漁者代表 (2名)	こだに ちとし 小谷 知載	NPO法人八東川清流クラブ、元中学校校長	会長	
	すいたに ゆかり 水谷 由香里	元関金小学校非常勤職員		
学識経験 (3名)	かわはら みきこ 川原 三紀子	元米子高校非常勤講師		
	きりはら まき 桐原 真希	日本自然保護協会自然観察指導員		
	ばんばら まさこ 番原 昌子	西部総合事務所日野振興センター日野振興局自然保護監視員(非常勤)		

〈鳥取県〉

所属	職名	氏名
鳥取県農林水産部水産振興局	局長	小畑 正一
鳥取県栽培漁業センター増殖推進室	室長	福井 利憲
鳥取県農林水産部水産振興局水産課漁業調整担当	係長	渡辺 秀洋

〈委員会事務局〉

役職	氏名	備考
事務局長	平野 誠師	鳥取県農林水産部水産振興局水産課 課長
次長	氏 良介	鳥取県農林水産部水産振興局水産課 課長補佐
書記	田嶋 輝一	鳥取県農林水産部水産振興局水産課漁業調整担当 主事

日野川水系漁業協同組合内共第3号第五種共同漁業権
遊漁規則の変更の認可について

1 今回の変更内容

・漁具又は漁法の制限

アユの親魚、卵、仔魚を保護するため、平成29年度から米子市車尾における車尾堰から下流の区域において、全ての漁具又は漁法によるアユの採捕を禁止する区域を設定する。期間は11月1日から翌年1月31日まで。

※同内容で行使規則の変更許可申請済み

資料1-1のグラフは、日野川で採捕したアユ成魚の耳石から推定した、日野川のアユのふ化日を示したものである。このグラフから、アユの産卵盛期は11月から1月であることが分かるので、その間漁をしたり川に入ったりすることを防止するために、今回の案の規制を掛ける。

2 実施時期

平成29年11月1日から施行する。

3 委員会に諮問をする根拠

・漁業法第129条第3項

遊漁規則を変更しようとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。

・漁業法第129条第4項

第1項又は第3項の認可の申請があったときは、都道府県知事は、内水面漁場管理委員会の意見を聞かなければならない。

4 認可に係る審査基準

・漁業法第129条第5項

要件	適否
遊漁を不当に制限するものでないこと。	○
遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであること。	○

・水産業協同組合法第49条

事項	要件	事実	適否
議会の議決	出席者の議決権の過半数以上	出席者の内過半数以上の賛成	○

(参考) 総代の人数 85名 (内: 賛成73名)

・水産庁通知(技術的助言: 平成24年9月7日付24水管第1419号)

5 遊漁規則の認可(抜粋)

(1)~(2) 略

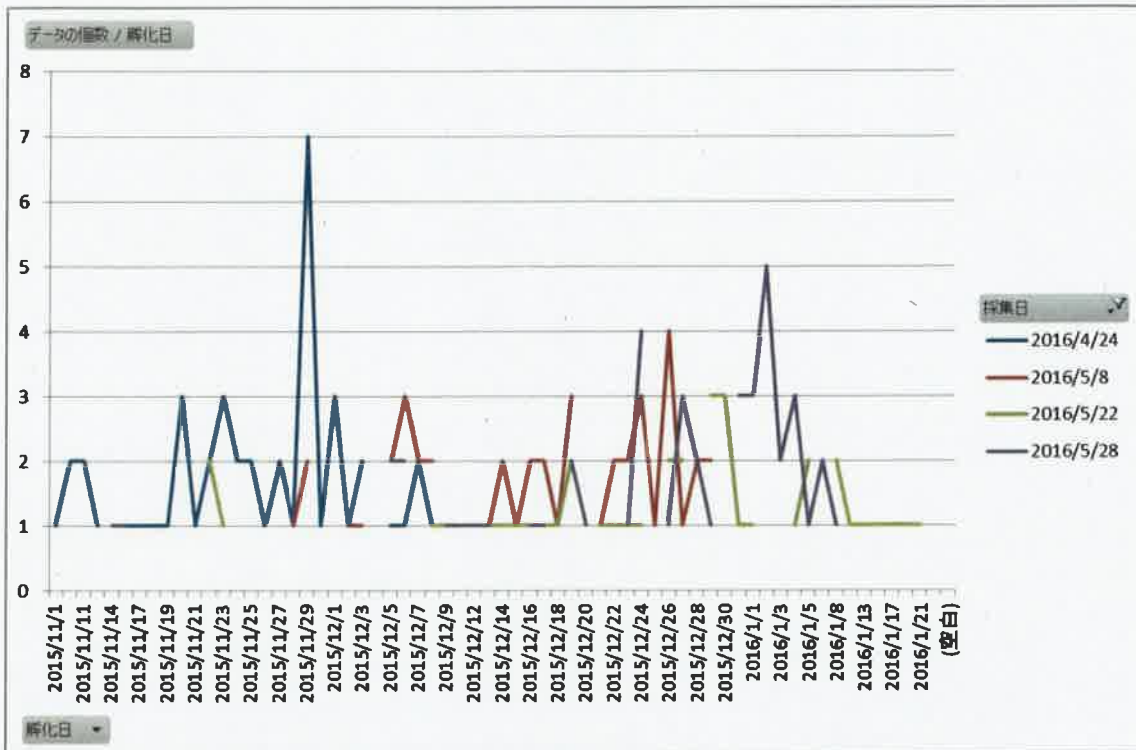
(3) 遊漁規則の認可に関しては、行政手続法(平成5年法律第88号)第5条に基づく審査基準を作成し、その基準に従い審査を行う必要があります。基準の中には、(2)の申請書及び添付書類も盛り込んでください。審査に当たっては、法第129条第5項に基づき、以下の事項を具体的に審査し、認可の可否を決めてください。

「遊漁を不当に制限する」かどうかについて

「遊漁を不当に制限する」とは、水産動植物の繁殖保護、漁業紛争の防止その他組合員の当該漁業に対する生活依存度等を考慮した遊漁への必要最小限度の制限以外をいうものと解されます。したがって、

- ア 組合等が漁業権行使規則で組合員に課している一般的制限、例えば、漁場の区域、採捕期間、体長又は採捕尾数の制限等を遊漁者に課すことは不当ではありません。
- イ 水産動植物の繁殖保護、漁業紛争の防止等からみて採捕者の数を制限する必要がある、かつ漁業権行使規則で特定の漁具・漁法の使用を特定の資格を有する組合員にのみ認めて一般組合員には制限している場合には、遊漁者に当該特定漁具漁法の使用を禁ずることは不当ではありません。
- ウ 組合等が漁業権行使規則で特に組合員に対して漁具・漁法を制限していない場合は、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整上著しい支障がない限り、遊漁者に対して漁具・漁法の制限をすることは不当です。また、キャッチアンドリリース区間についても、漁業権行使規則で組合員に設置していない場合は、これを遊漁者に設置することは不当です。
- エ 従来、慣行として容認されていた特定漁具・漁法による遊漁については、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整上著しい支障のない限り、当該漁具・漁法による遊漁を実質的に不可能にする制限は不当です。

平成 27 年度における日野川のアユ推定ふ化日
(耳石による推定結果)



※横軸は推定されたふ化日、縦軸は尾数。

◆車尾堰の位置について



諮 問

鳥取県内水面漁場管理委員会

日野川水系漁業協同組合から別添写しのとおり遊漁規則の変更認可申請書が提出されましたので、漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第4項の規定により諮問します。

平成28年10月24日

鳥取県農林水産部水産振興局長

小畑 正一





遊漁規則変更認可申請書

平成28年 9月23日

鳥取県知事 平井 伸治 殿

米子市熊党323
日野川水系漁業協同
代表理事組合長 佐藤



日野川水系漁業協同組合内共第3号 第五種共同漁業権遊漁規則を変更したいので、関係書類を添えて認可申請します。

遊漁規則変更理由書

1. 第3条第3項（漁具又は漁法等の制限）について

アユの親魚、卵、仔魚を保護するため。

日野川水系漁業協同組合内共第3号
第五種共同漁業権遊漁規則新旧対照条文

改正後			改正前		
(漁具又は漁法等の制限)			(漁具又は漁法等の制限)		
第3条 略			第3条 略		
2 略			2 略		
3 次の表の左欄に掲げる区域内においては、右欄に掲げる期間中は、あゆを対象とする遊漁を <u>中欄に掲げる漁具又は漁法により行つてはならない。</u>			3 次の表の左欄に掲げる区域内においては、右欄に掲げる期間中は、あゆを対象とする <u>遊漁をさお釣(友釣又は毛針釣に限る。)</u> 以外の漁法により行つてはならない。		
区 域	<u>禁止する 漁具又は漁法</u>	期 間	区 域		期 間
日野郡日南町生山における生山橋上流端から2,300メートル下流の日野郡日野町上普及び福長における諏訪橋下流端までの区域		6月1日から9月25日まで	日野郡日南町生山における生山橋上流端から2,300メートル下流の日野郡日野町上普及び福長における諏訪橋下流端までの区域		6月1日から9月25日まで
日野郡日野町黒坂における中央橋上流端から2,400メートル下流の根妻えん堤下流端までの区域			日野郡日野町黒坂における中央橋上流端から2,400メートル下流の根妻えん堤下流端までの区域		
日野郡日野町根雨における津地橋下流端から2,500メートル下流の舟場橋上流端までの区域	<u>さお釣(友釣又は毛バリ釣に限る)</u>		日野郡日野町根雨における津地橋下流端から2,500メートル下流の舟場橋上流端までの区域		
日野郡江府町荒田における荒田川合流点から1,100メートル下流の洲河崎橋下流端までの区域	<u>以外の漁具又は漁法</u>		日野郡江府町荒田における荒田川合流点から1,100メートル下流の洲河崎橋下流端までの区域		
西伯郡伯耆町荘における昭和橋下流端から880メートル下流の野上川合流点までの区域			西伯郡伯耆町荘における昭和橋下流端から880メートル下流の野上川合流点までの区域		
西伯郡伯耆町岸本における蚊屋井手第1水門下流端から1,200メートル下流の同町大殿の国土交通省水位観測所までの区域			西伯郡伯耆町岸本における蚊屋井手第1水門下流端から1,200メートル下流の同町大殿の国土交通省水位観測所までの区域		
<u>米子市車尾における車尾堰から下流の区域</u>	<u>全ての漁具又は漁法</u>	<u>11月1日から翌年1月31日まで</u>			

変更理由 あゆの親魚、卵、仔魚を保護するため



行使規則変更認可申請書

平成28年 9月23日

鳥取県知事 平井 伸治 殿

米子市熊党323 組 日野川水系漁業協同組合
日野川水系漁業協同組合 代表理事組合長 佐藤 肇

日野川水系漁業協同組合内共第3号 第五種共同漁業権行使規則を変更したいので、関係書類を添えて認可申請します。

行使規則変更理由書

1. 第8条第2項（禁止区域等）について

アユの親魚、卵、仔魚を保護するため。

日野川水系漁業協同組合内共第3号
第五種共同漁業権行使規則新旧対照条文

改正後			改正前		
(禁止区域等) 第8条 略 2 次の表の左欄に掲げる区域内においては、右欄に掲げる期間中は、あゆを対象とする漁業等を <u>中欄に掲げる漁具又は漁法により行つてはならない。</u>			(禁止区域等) 第8条 略 2 次の表の左欄に掲げる区域内においては、右欄に掲げる期間中は、あゆを対象とする漁業等を <u>さお釣(友釣又は毛針釣に限る。)</u> 以外の漁法により行つてはならない。		
区 域	禁止する 漁具又は漁法	期 間	区 域	期 間	
日野郡日南町生山における生山橋上流端から2,300メートル下流の日野郡日野町上菅及び福長における諏訪橋下流端までの区域		6月1日から 9月25日まで	日野郡日南町生山における生山橋上流端から2,300メートル下流の日野郡日野町上菅及び福長における諏訪橋下流端までの区域	6月1日から9月 25日まで	
日野郡日野町黒坂における中央橋上流端から2,400メートル下流の根妻えん堤下流端までの区域			日野郡日野町黒坂における中央橋上流端から2,400メートル下流の根妻えん堤下流端までの区域		
日野郡日野町根雨における津地橋下流端から2,500メートル下流の舟場橋上流端までの区域	<u>さお釣(友釣又は毛バリ釣に限る)以外</u>		日野郡日野町根雨における津地橋下流端から2,500メートル下流の舟場橋上流端までの区域		
日野郡江府町荒田における荒田川合流点から1,100メートル下流の洲河崎橋下流端までの区域	<u>の漁具又は漁法</u>		日野郡江府町荒田における荒田川合流点から1,100メートル下流の洲河崎橋下流端までの区域		
西伯郡伯耆町荘における昭和橋下流端から880メートル下流の野上川合流点までの区域			西伯郡伯耆町荘における昭和橋下流端から880メートル下流の野上川合流点までの区域		
西伯郡伯耆町岸本における蚊屋井手第1水門下流端から1,200メートル下流の同町大殿の国土交通省水位観測所までの区域			西伯郡伯耆町岸本における蚊屋井手第1水門下流端から1,200メートル下流の同町大殿の国土交通省水位観測所までの区域		
<u>米子市車尾における車尾堰から下流の区域</u>	<u>全ての漁具又は漁法</u>		<u>11月1日から翌年1月31日まで</u>		

変更理由 あゆの親魚、卵、仔魚を保護するため

通常総代会議事録

平成28年7月2日

日野川水系漁業協同組合

平成28年 通常総代会議事録

1. 召集年月日 平成28年 6月17日 (金)
2. 開催年月日 平成28年 7月 2日 (土) 午後1時30分
3. 開催場所 管理棟
4. 日 程 別紙の通り
5. 出席総代数 86人 (委任状14人)
6. 附議事項 別紙の通り
7. 開 会 午後1時30分

8. 代表理事組合長挨拶

今日は暑い中ですので、短時間で終わりたいと思います。みなさまのご協力をお願いします。

9. 出席総代数報告

定刻までの出席者72人委任状14人計86人で総代会の成立要件である総代数100人の1/2を超えたので、本日の総代会が成立した旨を報告。

10. 議 長 選 出

執行部一任により、溝口地区 岡本健司氏を選出

11. 議 長 挨 拶

12. 議事の経過の要領及びその結果

議 長 これより議事に入りたいと思うが、その前に中途退席される方は議長に地区と名前を言ってから退席願う。本日の採決方法だが、挙手をもって第1号議案から第9号議案まで採決するのでお願いする。意見のある方は、手を挙げて地区と名前を名乗ってから発言をお願いする。

議 長 第1号議案 日野川水系漁業協同組合内共第3号第五種共同漁業権行使規則の一部改正について

第2号議案 日野川水系漁業協同組合内共第3号第五種共同漁業権遊漁規則の一部改正について

一括上程する旨を告げ、提案理由の説明を求める。

竹 永 別紙議案により説明。

(理 事)

議 長 質疑および意見を求める。

田 貝 私は10何年間そば屋を経営していて、落ちアユを出汁に使って出していて知名度も得てきた。そういうのがこれから出来ないと非常にモチベーションが下がる。

産卵期間中もたくさんの方が投網やゾロで獲っている。産卵期間中

は禁止するという説明であるが、なぜ産卵期間中だけなのかくわしく説明してほしい。

八 原 (理事) 組合事として、産卵場で仔魚の数を調査している。11月になってもいいアユがいて産卵をするということがわかった。捕ることよりも少しでも仔魚を増やした方がよいと理事会で話し合ってきた。

佐 藤 (組合長) 王子堰堤の仕掛けに今まで6~7tあったものが昨年は90kg、今年

は少し良かったが590kgと非常に少ない。全国の漁協のほとんどはアユで戦って収入を得ている。アユが少なくなると一般遊漁者が減り遊漁証の収入も減る。

例を言うと、四万十川。全面禁漁にして復活した。米子よりもっと落ちアユを大事にしてきたところであるが、遡上量が1000分の1や2000分の1くらいに減り、反対もあったが禁漁にしてみたところ大成功した。他にも多々成功したところが全国にある。

行政からも、天然遡上を増やすには親魚を守って産卵を増やすのがいちばんいいとの指導があった。

昔のような日野川に回復させたいので、早く手を打って対策をしたいので協力をお願いしたい。

福 井 (春日地区) 今まで何十年とアユ捕りをしているが、このような案が出たのは初めてである。再解禁になった時の祭りのようなアユ捕りを急きよい

っぺんに止めさせるのはあまりに無茶ではないか。腑に落ちない。落ちアユは価値があり、当てにして鑑札を受けている人もいる。

せっかく天然遡上してきたアユや放流したアユの落ちアユを海に流してしまってもよいのか。みなさん喜んで捕っておられるのに案のように禁止にされるのは反対である。

(執行部からの回答は求めず、福井氏の意見としての発言であると議長確認する)

森 (春日地区) 今年は案として出してもらい、来年は準備期間として再来年から3年間様子を見ながらするなどの措置をとってもらいたい。

佐 藤 (組合長) 平井知事も3河川の中で日野川に力を入れてもらっている。河口では調査も実施された。

天然遡上が少ない中、1年でも早く手当ををして1年でも早い天然遡上の回復に努めたいので、ご協力をお願いしたい。

サケは今まで通り採捕してもらおう予定である。

泉 (岸本支部) 反対意見ばかり出ているが、岸本支部の会議で議題にあがり、岸本支部としては賛成するという事になった。

協力を

5総

議長
をも
見の
す
権

権

出し
常に

間中

議長 更に質疑および意見を求める。
質疑および意見がないので、第1号議案決議案通り承認して異議ないか問う。
～第1号議案、異議あり12名（五千石地区：山本和美氏、高橋和明氏、米子地区：米田勇氏、大東清彦氏、田貝守氏、春日地区：香田春樹氏、深田清氏、森清氏、福井健二氏、藤田勇氏、米子東・日吉津地区：山崎博氏、井藤勝人氏）、異議なし73名～
第2号議案決議案通り承認して異議ないか問う。
～第2号議案、異議あり12名（五千石地区：山本和美氏、高橋和明氏、米子地区：米田勇氏、大東清彦氏、田貝守氏、春日地区：香田春樹氏、深田清氏、森清氏、福井健二氏、藤田勇氏、米子東・日吉津地区：山崎博氏、井藤勝人氏）、異議なし73名～
特別議決の3分の2以上異議なしなので、第1号議案及び第2号議案決議案通り承認および決定する旨を宣した。

議長 第3号議案 平成27年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、注記表および剰余金処分案の承認について 上程する旨を告げ、提案理由の説明を求める。

竹永
(理事)

議長 監事の意見を求める。

吉村
(代表監事) 平成28年5月17日に、監査報告の通り各事項について監査した結果、その内容は、適正であった旨を報告する。

議長 質疑および意見を求める。
質疑および意見がないので、第3号議案決議案通り承認して異議ないか問う。
～第3号議案、異議あり0名、異議なし85名～
全員異議なしなので、第3号議案決議案通り承認および決定する旨を宣した。

議長 第4号議案 平成28年度事業計画案ならびに収支予算案の決定について 上程する旨を告げ、提案理由の説明を求める。

竹永
(理事)

議 長 質疑および意見を求める。
質疑および意見がないので、第4号議案決議案通り承認して異議ないか問う。

～第4号議案、異議あり0名、異議なし85名
全員異議なしなので、第4号議案決議案通り承認および決定する旨を宣した。

議 長 第5号議案 平成28年度の賦課金の額および徴収方法の決定について 上程する旨を告げ、提案理由の説明を求める。

竹 永 別紙議案により説明。
(理事)

議 長 質疑および意見を求める。
質疑および意見がないので、第5号議案決議案通り承認して異議ないか問う。

～第5号議案 異議あり0名、異議なし85名～
全員異議なしなので、第5号議案通り承認及び決定する旨を宣した。

議 長 第6号議案 平成28年度の漁場管理費用の額および支給の決定について 上程する旨を告げ、提案理由の説明を求める。

竹 永 別紙議案により説明。
(理事)

議 長 質疑および意見を求める。
質疑および意見がないので、第6号議案決議案通り承認して異議ないか問う。

～第6号議案 異議あり0名、異議なし85名～
全員異議なしなので、第6号議案通り承認及び決定する旨を宣した。

議 長 第7号議案 平成28年度における理事及び監事の報酬の決定について 上程する旨を告げ、提案理由の説明を求める。

竹 永 別紙議案により説明。
(理事)

議 長 質疑および意見を求める。
質疑および意見がないので、第7号議案決議案通り承認して異議ないか問う。

いか問う。

～第7号議案、異議あり0名、異議なし85名～

全員異議なしなので、第7号議案決議案通り承認及び決定する旨を宣した。

議 長

第8号議案 平成28年度内における借入金最高限度額の決定について 上程する旨を告げ、提案理由の説明を求める。

竹 永

別紙議案により説明。

(理事)

議 長

質疑および意見を求める。

質疑および意見がないので、第8号議案決議案通り承認して異議ないか問う。

～第8号議案、異議あり0名、異議なし85名～

全員異議なしなので、第8号議案決議案通り承認および決定する旨を宣した。

議 長

第9号議案 平成28年度内における余裕金の預入先金融機関の承認について 上程する旨を告げ、提案理由の説明を求める。

竹 永

別紙議案により説明。

(理事)

議 長

質疑および意見を求める。

質疑および意見がないので、第9号議案決議案通り承認して異議ないか問う。

～第9号議案、異議あり0名、異議なし85名～

全員異議なしなので、第9号議案決議案通り承認および決定する旨を宣した。

以上で提出議案全部が終了したので、議事を閉じる旨を宣し、議長の席を降りる。

以上で本日の議事全部が終了したので午後2時40分に閉会した。よってその議事の経過及び結果を記載し、出席理事、監事全員記名押印する。

平成28年 7月 2日

る旨を

定につ

異議な


する旨

目の承


異議な

する旨

議長

議 長 岡 本 健 司 

代表理事組合長 佐 藤 英 夫 

副組合長理事 酒 田 優 

〃 松 田 紀 典 

筆 頭 理 事 生 田 正 明 

理 事 井 谷 武 

〃 小 竹 守 

〃 矢 田 貝 繁 明 

〃 竹 永 明 文 

〃 竹 内 哲 郎 


〃 前 田 修 一 

〃 一 橋 信 介 

〃 森 安 幸 二 


〃 内 田 武 

〃 田 村 勝 義 

理事 松田 衛 

〃 八原 眞人 

代表監事 吉村 敏博  

監事 金明 一吉 


〃 森谷 清 

〃 田村 卓也 

議事録を作成した理事氏名 佐藤 英夫 

平成28年 9月 21日

この議事録は、原本に相違ない事を証明する。

日野川水系漁業協同組合 代表理事組合長 佐藤 英夫 

議案別議決の結果

	第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案
議決権数	85	85	85	85
うち賛成数	73	73	85	85
うち反対数	12	12	0	0
反対者氏名	五千石地区:山本和美・高橋和明 米子地区:米田勇・大東清彦・田貝守 春日地区:香田春樹・深田清・森清・福井健二・藤田勇 米子東・日吉津地区:山崎博・井藤勝人	五千石地区:山本和美・高橋和明 米子地区:米田勇・大東清彦・田貝守 春日地区:香田春樹・深田清・森清・福井健二・藤田勇 米子東・日吉津地区:山崎博・井藤勝人		
	第5号議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案
議決権数	85	85	85	85
うち賛成数	85	85	85	85
うち反対数	0	0	0	0
反対者氏名				
	第9号議案			
議決権数	85			
うち賛成数	85			
うち反対数	0			
反対者氏名				

佐藤

阿

壽

田

酒

田

集

福

壽

竹

橋

泉

山

田

田

田

田

田

田

田

田